

議案第10号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

別紙のとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和 2 年琴浦町条例第 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に
関する条例

(琴浦町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 琴浦町職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 35 号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓) 第 2 条 略 <u>2 地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定 する会計年度任用職員のサービスの宣誓につ いては、前項の規定にかかわらず、任命 権者は、別段の定めをすることができ る。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓) 第 2 条 略</p>

(琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 51
号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第24条第 5 項及び琴浦町 職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町 条例第50号)第24条及び琴浦町会計年度任</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和2 5年法律第261号)第24条第 5 項及び琴浦 町職員の給与に関する条例(平成16年琴 浦町条例第50号)第24条の規定に基づ</p>

<p>用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>き、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>
---	------------------------------------

(琴浦町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

(琴浦町公民館条例の一部改正)

第4条 琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第5条 削除</p>	<p>(任期) <u>第5条 非常勤の公民館長の任期は、1年とし、非常勤の補欠館長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
---------------	---

(琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(琴浦町交通安全指導員条例の廃止)

第2条 琴浦町交通安全指導員条例(平成16年琴浦町条例第19号)は、廃止する。

(琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止)

第3条 琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成23年琴浦町条例第6号)は、廃止する。